

ご あ い さ つ

少子高齢化と核家族化が進むなか、本町におきましても、地域社会のあり方に変化をもたらし地域社会と個人との関わりに希薄化が生じてきています。障がい者や高齢者、生活困窮者をはじめ地域で支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、行政が中心となって行なう法制度では少子高齢化が進むなか、制度の谷間にある問題や多様なニーズについて、全てを公的な福祉サービスで対応することは困難な状況もあります。このため、町民や地域組織など地域社会を担うすべての人が協力連携し、地域社会全体で互いに支え合うことが必要となってきています。

本町では平成26年3月に「山北町第5次総合計画」を策定し、「自立」「協働」「活力」の基本理念のもと「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち」を目指しております。このような上位計画のもと「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「障害者計画・障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など福祉関連個別計画と連携を図り、本町の地域福祉の更なる推進を図るため「地域福祉計画（第2期）」を策定することといたしました。

本計画の基本理念である「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」を実現するため、住民、地域、行政、社会福祉協議会等が共に連携し地域福祉施策を総合的に推進し、誰もが安心して暮らせる笑顔あふれる町づくりに努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定にあたりお力添えをいただいた策定委員会委員の皆さまをはじめ貴重なご意見をいただいた多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

山北町長 湯川 裕司

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景・目的	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置づけ	3
4	福祉関連個別計画一覧	4
5	計画期間	5

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1	人口と世帯の状況	6
2	年齢3区分別人口の推移	7
3	人口動態	8
4	高齢者人口の推計	9
5	障害者手帳保持者の推移	10
6	要支援・要介護認定者数の状況	11
7	児童数の状況	12

第3章 山北町の目指す地域福祉

1	基本理念	14
2	基本目標	15
3	計画の体系	17

第4章 施策の展開

1	住民参加のまちづくり	18
2	福祉サービスの充実と提供システムの整備	21
3	豊かに暮らせる生活支援システムの整備	25
4	安心して暮らせる生活環境の整備	28

第5章 計画の推進

1	協働による計画の推進・進行管理	30
2	山北町社会福祉協議会との連携	30
3	計画内容等の周知・公表	31

資料編

広域圏域におけるサービス提供事業所	33
山北町地域福祉計画策定委員会設置要綱	42
山北町地域福祉計画策定委員会設置名簿	44

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

近年では、少子高齢化の急速な進展に加えて、世帯の核家族化、個人の価値観の多様化等により、地域での人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要な高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加、高齢者等の孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待、自殺、貧困の拡大等さまざまな課題が増加しています。

このようなことから、地域住民の福祉ニーズが多様化し、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。

平成12年に改正された「社会福祉法」では、地域社会のあり方として地域住民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が明記されました。このように住民と行政の協働による支え合いの地域社会づくりを進めるための計画として市町村に対して「地域福祉計画」の策定が求められています。

山北町地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、支援を必要としている住民誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域全体で支える仕組みをつくるものであり、本町が地域福祉施策を推進するための基本的な方向性を示すものです。あわせて、地域福祉の推進主体である山北町社会福祉協議会、地域住民、社会福祉施設、ボランティア、NPO、事業者等と協働で地域福祉を推進していくうえでの方向性を示すものとします。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

2 地域福祉とは

「地域福祉」という言葉は、平成 12 年の法改正で社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が明記され、広く使われるようになりました。

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことで、多様化する福祉ニーズに対応するため、子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、それぞれの差異や多様性を認め合い、地域住民が互いに連帯連携するという考え方で、すべての人が地域社会から疎外されることなく、地域の様々な活動へ参加することのできる社会の実現を目指しています。

地域社会では、少子高齢化、核家族化とそれにとまなう家族機能の弱体化、近隣住民同士のつきあいの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大等が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからもさまざまな生活課題や福祉問題が多様化し、また増加していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方になります。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画では、地域住民の繋がりを基本に安心してらせる町を目指し、本町の実情にあった施策を提示いたします。

また、本計画は本町の進むべき方向と望まれる将来像を掲げた「山北町第5次総合計画」を上位計画とし、「山北町第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「山北町子ども・子育て支援事業計画」「山北町障害者計画・障害福祉計画」の分野を横断する課題や総合的な施策推進の必要がある領域を受け持つ福祉の基本計画とするとともに、地域福祉の推進に中心的役割を担う山北町社会福祉協議会策定の「第4次地域福祉活動計画」との整合性を図り、相互に連携を図っていきます。

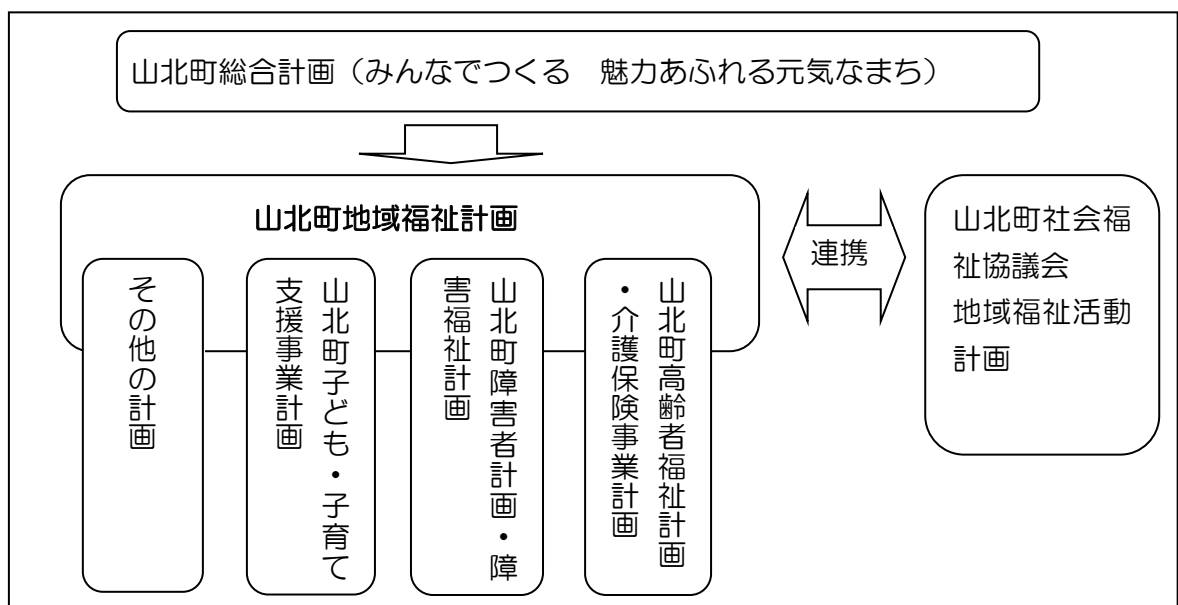
社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本計画と他計画との関連図



○福祉関連個別計画一覧

山北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
高齢者福祉と介護保険事業を総合的に進めるための一体的な計画	
計画期間	平成27年度～平成29年度（第6期計画）
概要	「安心とゆとりのライフスタイルー地域で暮らし続けたいー」を基本理念とし、「介護予防の効果的な運用」「自己能力向上と自立」「熟年力を駆使した生きがいのあるまちづくり」「安心してゆとりある生活を送るため、個々を尊重したまちづくり」を基本目標に掲げ、施策・事業・推計を盛り込む。
策定根拠	老人福祉法、介護保険法
山北町障害者計画	
障がいのある方に関する福祉施策を総合的に推進するための中期計画	
計画期間	障害者計画 平成24年度～平成29年度
概要	「人権の尊重・自立生活の支援」「障がいのある方の社会参加の推進」「共に生きる社会の実現」を基本理念に掲げ、施策を盛り込む。
策定根拠	障害者基本法
山北町障害福祉計画	
障害者計画に掲げる障がいのある方に対する福祉施策を推進する3か年の実施計画	
計画期間	障害福祉計画 平成27年度～平成29年度
概要	「障がいのある方等の自己決定と自己選択の尊重」「サービスを必要とする方たちへの障害福祉サービスの充実」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本理念に掲げ、成果目標やサービス見込み量を盛り込む。
策定根拠	障害者総合支援法
山北町子ども・子育て支援事業計画	
子育ての支援施策を切れ目なく推進するための計画	
計画期間	平成27年度～平成31年度
概要	子どもや子育てをしている者への施策、各事業のニーズ量の見込みに対する必要な支援策を盛り込む。
策定根拠	子ども・子育て支援法

4 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 30 年度までの4か年を実施期間とします。

なお、計画期間中に国の社会保障制度の改正や、経済状況をはじめ社会環境が著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
総合計画	第 5 次計画							
地域福祉計画	1 期	第 2 期計画				第 3 期計画		
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	5 期	第 6 期計画			第 7 期計画			8 期
子ども・子育て支援事業計画		第 1 期計画					第 2 期計画	
障害者計画	第 2 次計画				第 3 次計画			
障害福祉計画	3 期	第 4 期計画			第 5 期計画			第 6 期
地域福祉活動計画（社協）	第 4 次計画					第 5 次計画		

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

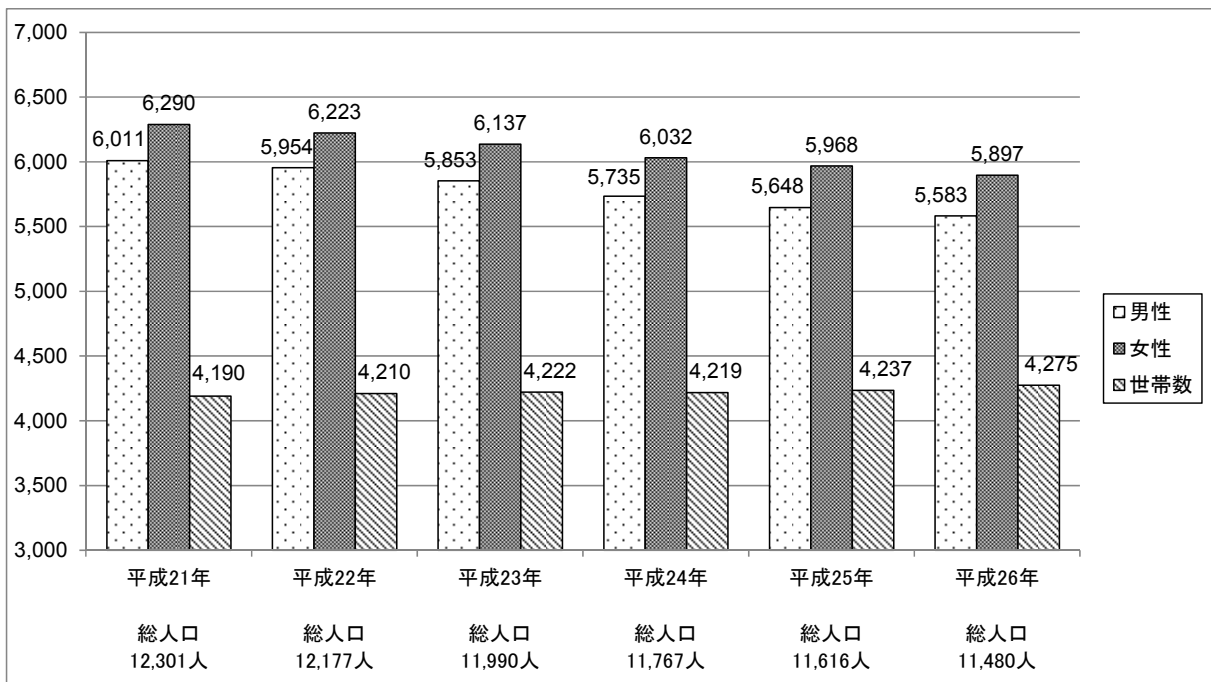
本町の総人口は、平成26年4月1日現在、11,480人となっています。平成23年以降、総人口は12,000人を下回り、年に約150から200人ずつ減少しています。

また、平成25年の世帯数は4,237世帯で、平成21年から約4,200世帯で推移しています。一方、1世帯あたりの人口は減少傾向にあり、平成20年に初めて3人を下回って以来、減少を続けていることから、世帯の核家族化が進んでいることが分かります。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	12,301人	12,177人	11,990人	11,767人	11,616人	11,480人
男性	6,011人	5,954人	5,853人	5,735人	5,648人	5,583人
女性	6,290人	6,223人	6,137人	6,032人	5,968人	5,897人
世帯数	4,190世帯	4,210世帯	4,222世帯	4,219世帯	4,237世帯	4,275世帯
1世帯あたり人口	2.94人	2.89人	2.84人	2.79人	2.74人	2.69人

【資料】 住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 総人口と総世帯の状況 ■



2 年齢3区分別人口の推移

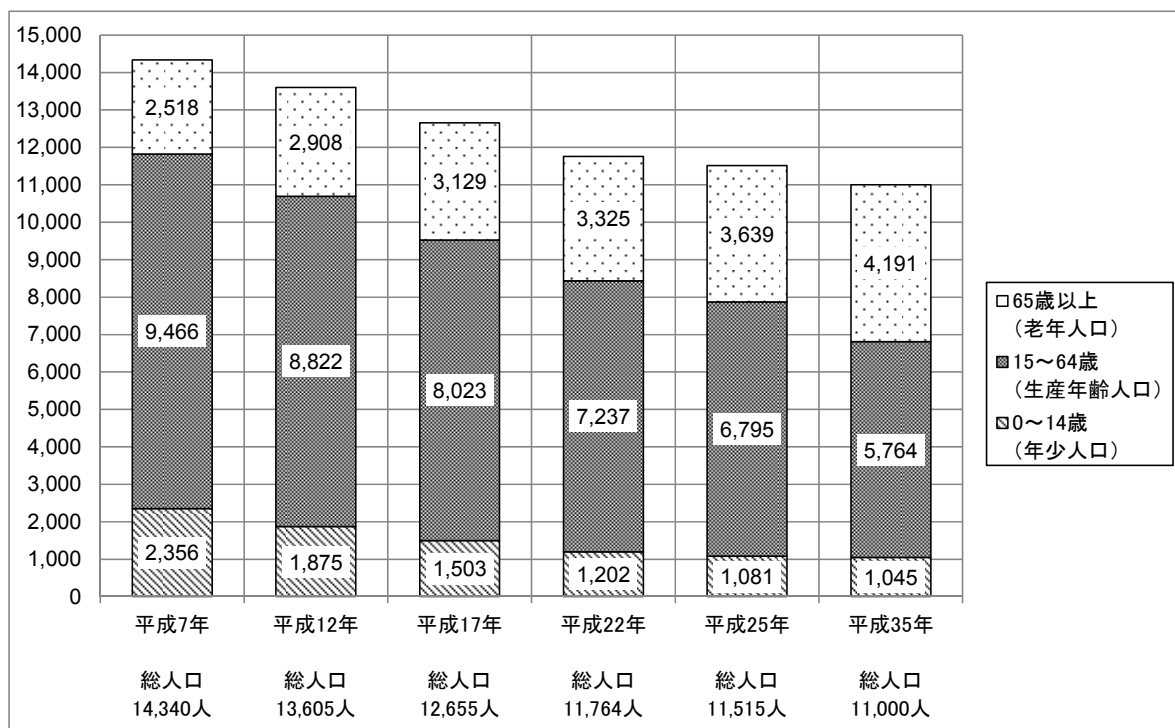
年齢3区分別人口構造の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の2区分が著しく減少傾向にあります。平成22年と平成26年を比較すると、年少人口は0.5ポイント減少し、10ポイントを下回りました。

一方で、高齢人口（65歳以上）は増加傾向が加速しており、平成17年から平成22年を比較すると、3.6ポイントの上昇であったのに対し、平成22年から平成25年を比較すると3.3ポイントの上昇となっており、短期間で増加していることがわかります。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成35年
総人口	14,340	13,605	12,655	11,764	11,439	11,000
0～14歳	2,356	1,875	1,503	1,202	1,110	1,045
年少人口	16.4%	13.8%	11.9%	10.2%	9.7%	9.5%
15～64歳	9,466	8,822	8,023	7,237	6,567	5,764
生産年齢人口	66.0%	64.8%	63.4%	61.5%	57.4%	52.4%
65歳以上	2,518	2,908	3,129	3,325	3,762	4,191
高齢人口	17.6%	21.4%	24.7%	28.3%	32.9%	38.1%
世帯数	4,000	4,014	3,953	3,954	4,301	3,729
1世帯あたり人数	3.59	3.39	3.20	2.98	2.66	2.95

資料：国勢調査（平成7～22年 各年10月1日現在）、住民基本台帳（平成26年10月1日現在）、推計（平成35年）

■年齢3区分別人口の推移■



3 人口動態

平成20年から平成24年までの人口動態について、自然動態では死亡が出生を上回る自然減の状態が続いており、平成24年の自然減少は89人となっています。

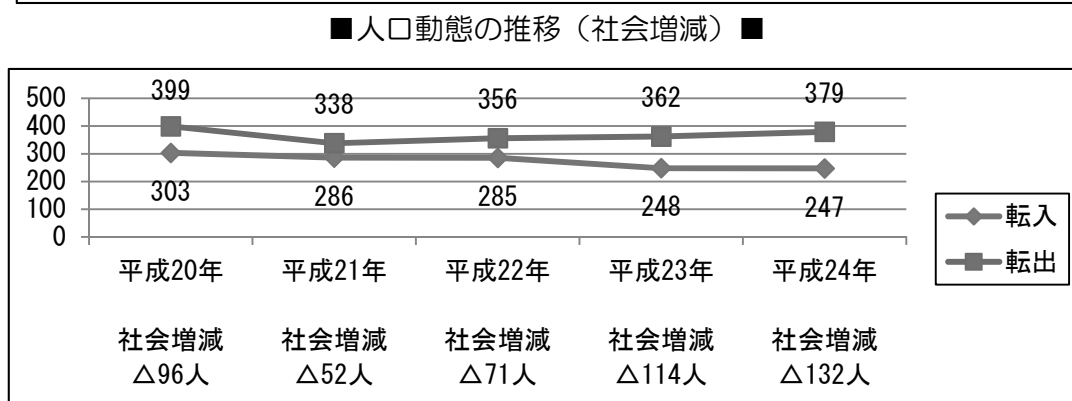
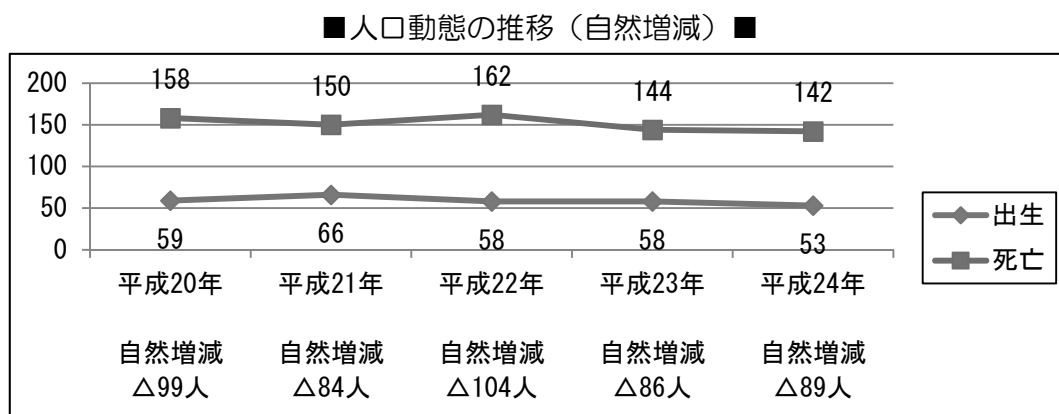
また、社会動態においても、転出が転入を上回る社会減少の状態が続いています。減少幅は、平成20年に初めて100を割り込んだものの、平成23年には再び盛り返し、平成24年の社会減少は132人となっています。

自然増減と社会増減とを積み上げた人口増減では、平成24年に221人減となっています。

単位：人

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
人口増減		△ 195	△ 136	△ 175	△ 200	△ 221	
人口動態	自然動態	出生	59	66	58	58	53
		死亡	158	150	162	144	142
		自然増減	△ 99	△ 84	△ 104	△ 86	△ 89
	社会動態	転入	303	286	285	248	247
		転出	399	338	356	362	379
		社会増減	△ 96	△ 52	△ 71	△ 114	△ 132

【資料：人口統計調査各年1月1日現在】



4 高齢者人口の推計

平成27年度の総人口は11,247人、平成32年度には10,320人（平成27年度比927人減）、となっており、平成37年度には9,344人（平成27年度比1,903人減、平成32年度比976人減）になると推計されます。

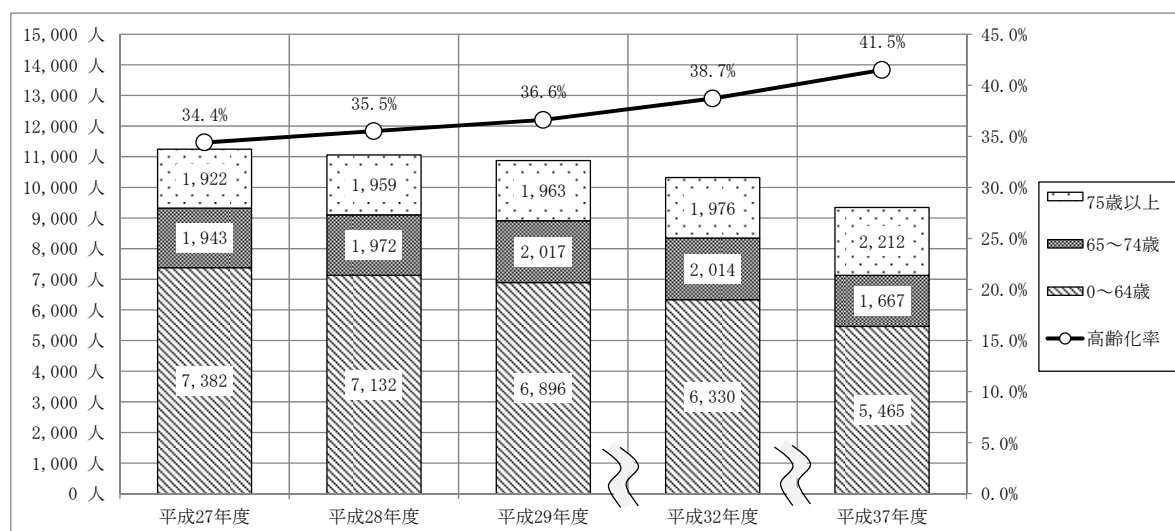
一方、65歳以上の高齢者人口については、平成27年度の3,865人が、平成32年度には3,990人（平成27年度比125人増）、平成37年には3,879人（平成27年度比14人増、平成32年度比111人減）になると推計されます。

これに伴い高齢化率は、平成27年度が34.4%、平成32年度は38.7%、平成37年度は41.5%に上昇するものと推計されます。

		推 計 値				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
総人口	人	11,247	11,063	10,876	10,320	9,344
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～64歳	人	7,382	7,132	6,896	6,330	5,465
	%	65.6	64.5	63.4	61.3	58.5
65～74歳	人	1,943	1,972	2,017	2,014	1,667
	%	17.3	17.8	18.5	19.5	17.8
75歳以上	人	1,922	1,959	1,963	1,976	2,212
	%	17.1	17.7	18.0	19.1	23.7
65歳以上	人	3,865	3,931	3,980	3,990	3,879
	高齢化率	34.4	35.5	36.6	38.7	41.5

【資料：人口推計（コホート変化率法）各年4月1日時点】

■高齢者人口の推移■



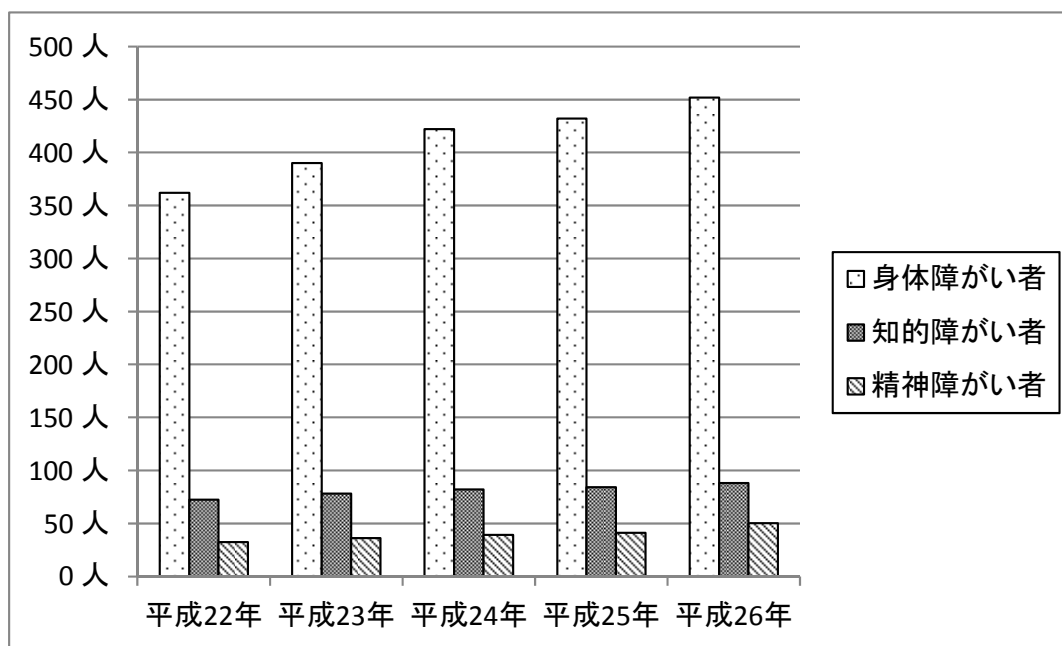
5 障害者手帳保持者の推移

障害者手帳保持者の推移をみると、平成22年の466名から年々増加し続け平成26年には590人となっています。どの障害者手帳保持者も増加していますが、特に精神障害者手帳保持者数の増加が際立ち、4年間で約1.6倍になっています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳保持者	362人	390人	422人	432人	452人
知的障害者手帳保持者	72人	78人	82人	84人	88人
精神障害者手帳保持者	32人	36人	39人	41人	50人
合 計	466人	504人	543人	557人	590人

【資料：福祉課(各年4月1日時点)】

■障害者手帳保持者の推移■



6 要支援・要介護認定者数の状況

要介護認定者は、平成24年度は522人、平成26年度は540人（平成24年度比18人増）、平成29年度は633人（平成24年度比111人増、平成26年度比93人増）になると推計されます。

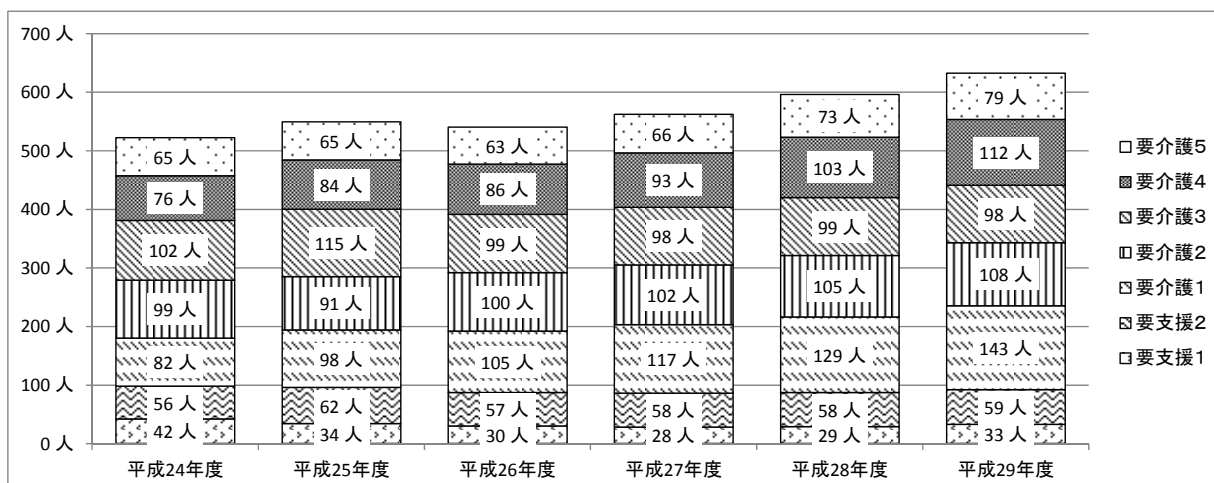
認定率をみると、平成25年度を除き、平成24年度から平成27年度は14%台を推移し、平成28年度には15.2%、平成29年度には15.9%と、緩やかに上昇すると推計されます。

単位：人

	実績値		見込値	推計値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	42 (0)	34 (2)	30 (0)	28 (0)	29 (0)	33 (0)
要支援2	56 (2)	62 (1)	57 (2)	58 (3)	58 (4)	59 (5)
要介護1	82 (2)	98 (2)	105 (3)	117 (3)	129 (4)	143 (4)
要介護2	99 (4)	91 (5)	100 (6)	102 (7)	105 (8)	108 (8)
要介護3	102 (4)	115 (0)	99 (0)	98 (0)	99 (0)	98 (0)
要介護4	76 (2)	84 (2)	86 (0)	93 (0)	103 (0)	112 (0)
要介護5	65 (2)	65 (2)	63 (1)	66 (1)	73 (0)	79 (0)
合計	522 (16)	549 (14)	540 (12)	562 (14)	596 (15)	633 (17)
65歳以上に占める認定率	14.8%	15.1%	14.3%	14.5%	15.2%	15.9%

資料：平成24年度・平成25年度は介護保険事業状況報告、平成26年度以降は見込値
 ※（ ）外は1号被保険者に対する認定者数、（ ）内は2号被保険者に対する認定者数

■要介護認定者数の推計■



7 児童数の状況

①児童人口の推移

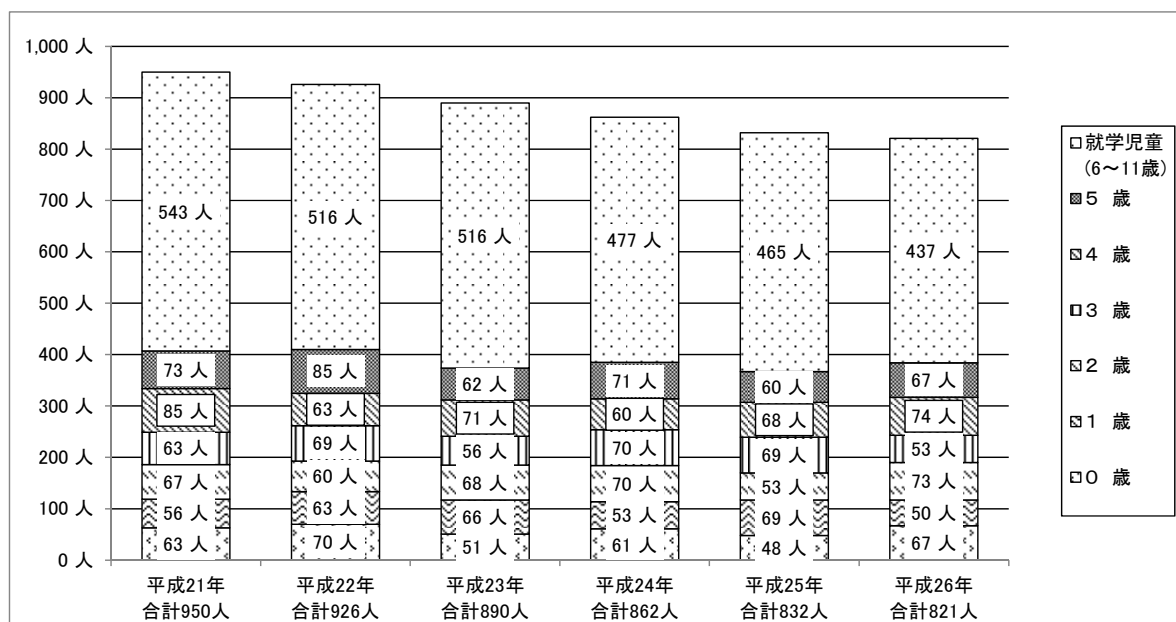
児童数は以前から減少傾向が続いており、平成20年に1,000人を切って以降、深刻な少子化の状態が続いています。

平成26年を見ると、就学前児童数が384人、就学児童が437人の合計821人となっており、平成21年の950人と比べると、5年の短期間で129人の減（減少率およそ14%）で、少子化がさらに加速している状態と言えます。

年齢	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	63人	70人	51人	61人	48人	67人
1歳	56人	63人	66人	53人	69人	50人
2歳	67人	60人	68人	70人	53人	73人
3歳	63人	69人	56人	70人	69人	53人
4歳	85人	63人	71人	60人	68人	74人
5歳	73人	85人	62人	71人	60人	67人
就学前児童計	407人	410人	374人	385人	367人	384人
就学児童(6～11歳)	543人	516人	516人	477人	465人	437人
合計	950人	926人	890人	862人	832人	821人

【資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)】

■児童人口の推移■



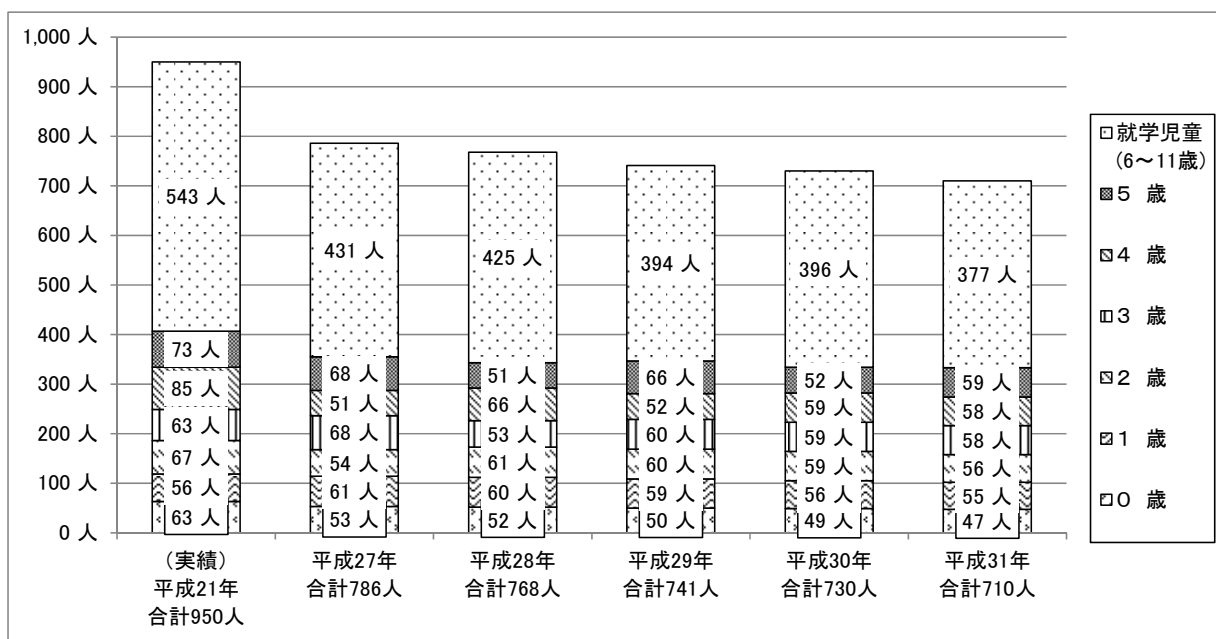
②児童人口の推計

これまでの児童人口の推移から、平成27年から平成31年の今後5年間の児童人口を推計すると、毎年児童が減っていき、平成31年には就学前児童が333人、就学児童は377人という結果となりました。この値は、平成21年に比べ、10年間で就学前児童は74人、就学児童は166人が減少する深刻な状況にあります。

年 齢	平成21年 (実績)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0 歳	63 人	53 人	52 人	50 人	49 人	47 人
1 歳	56 人	61 人	60 人	59 人	56 人	55 人
2 歳	67 人	54 人	61 人	60 人	59 人	56 人
3 歳	63 人	68 人	53 人	60 人	59 人	58 人
4 歳	85 人	51 人	66 人	52 人	59 人	58 人
5 歳	73 人	68 人	51 人	66 人	52 人	59 人
就学前児童 計	407 人	355 人	343 人	347 人	334 人	333 人
就学児童 (6～11歳)	543 人	431 人	425 人	394 人	396 人	377 人
合 計	950 人	786 人	768 人	741 人	730 人	710 人

【資料：推計値】

■児童人口の推計■



第3章 山北町の目指す地域福祉

1 基本理念

計画の基本理念

『地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり』

核家族化の進展やひとり暮らし、高齢者世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化など、地域社会のあり方が変化しています。山北町においても少子高齢化の進行が顕著に進み、さらに職場不足などから若者が転出してしまいう状況となっています。

また、近年、社会経済環境の変化に伴い、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に至るリスクの高い人々や、働き盛りの年齢層を含む生活保護受給者が増大しています。こうした動向を受けて、生活保護法の一部が改正されるとともに生活困窮者自立支援法が成立するなど、生活に困窮している人の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築の必要性が高まっています。

このような状況において、基本的な福祉ニーズは国や自治体、福祉サービス事業者などが提供する公的な福祉サービスで対応することが原則ですが、制度では対象とならないニーズ、公的サービスにつなぐににくい方など、身近な人でなければ早期発見が困難なケースがあります。このため、ボランティア活動や地域での支え合いによる地域づくりを一層進めていくことが重要となり、福祉サービスやまちづくり全般について、地域の様々な担い手がそれぞれの役割りと協働のもとに、地域全体で創り上げていく考え方が重要となります。

加えて、生活課題の多様化により、生活に問題を抱え既存の各種制度による支援では十分に対応しきれない人も増えてきています。こうした問題に対しては、複数の領域を組み合わせた適切な支援を行っていくことが重要となります。特にいくつもの領域にまたがる問題を抱え、その抱える問題について自ら声を上げにくい状態にあるにもかかわらず、周りに十分把握されていない人に対しては、訪問などにより支援者側から出向く働きかけが求められています。

社会情勢の変化による新たな課題に対応し、地域福祉の一層の推進を図るため、前計画の基本理念である「健康とゆとりの福祉のまちづくり」を踏まえ、地域全体で地域福祉の充実を図っていくという思いを集約し本計画の基本理念を「地域ぐるみで支え合

う、健康と福祉のまちづくり」とします。

2 基本目標

基本理念である「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」の実現を目指し、本計画の核となる考え方は第1期計画を踏襲し、4つの基本目標を定め、計画推進に積極的に取り組みます。

基本目標1 住民参加のまちづくり

住民一人ひとりが地域の生活課題を解決する主体となるよう、福祉意識の向上を図り、近隣関係の充実、社会的孤独や孤立の防止に向けた住民相互の連帯意識の強化に取り組みます。

また、地域での新たな関係づくりや多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成を図り、住民参加のまちづくりを目指します。

さらに、人と人との交流を通じた住民同士の豊かな人間関係の構築に向け、地域での交流の場や機会をつくるとともに、積極的に地域活動に参加するよう働きかけます。

基本目標2 福祉サービスの充実と提供体制の整備

家族形態の変化や個人の価値観の多様化が進むなか、福祉サービスに関するニーズを的確に把握し、利用者の考え方に基いた細やかな福祉サービスの提供を目指し、福祉サービスを質、量の両面から確保していきます。

また、さまざまな支援を必要とする人が抵抗感なく福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの向上と福祉サービス提供事業者の参入促進と連携など福祉サービス提供基盤の充実を図ります。

基本目標3 豊かに暮らせる生活支援システムの整備

住民誰もがいきいきとした生活を送るためには、心身ともに健康で、生きがいを持って生活することが重要です、そのための健康づくりや生きがいづくりの推進及び高齢者や障がい者、生活困窮者の就労に向けた支援に取り組みます。

また、自治会や婦人会をはじめ、さまざまな団体による活動が展開されています。福祉活動を実践している人と、これから福祉に携わろうとする人とが地域福祉について一緒に考え、広く社会全体で支援を必要とする人をサポートする協働のまちづくりに取り

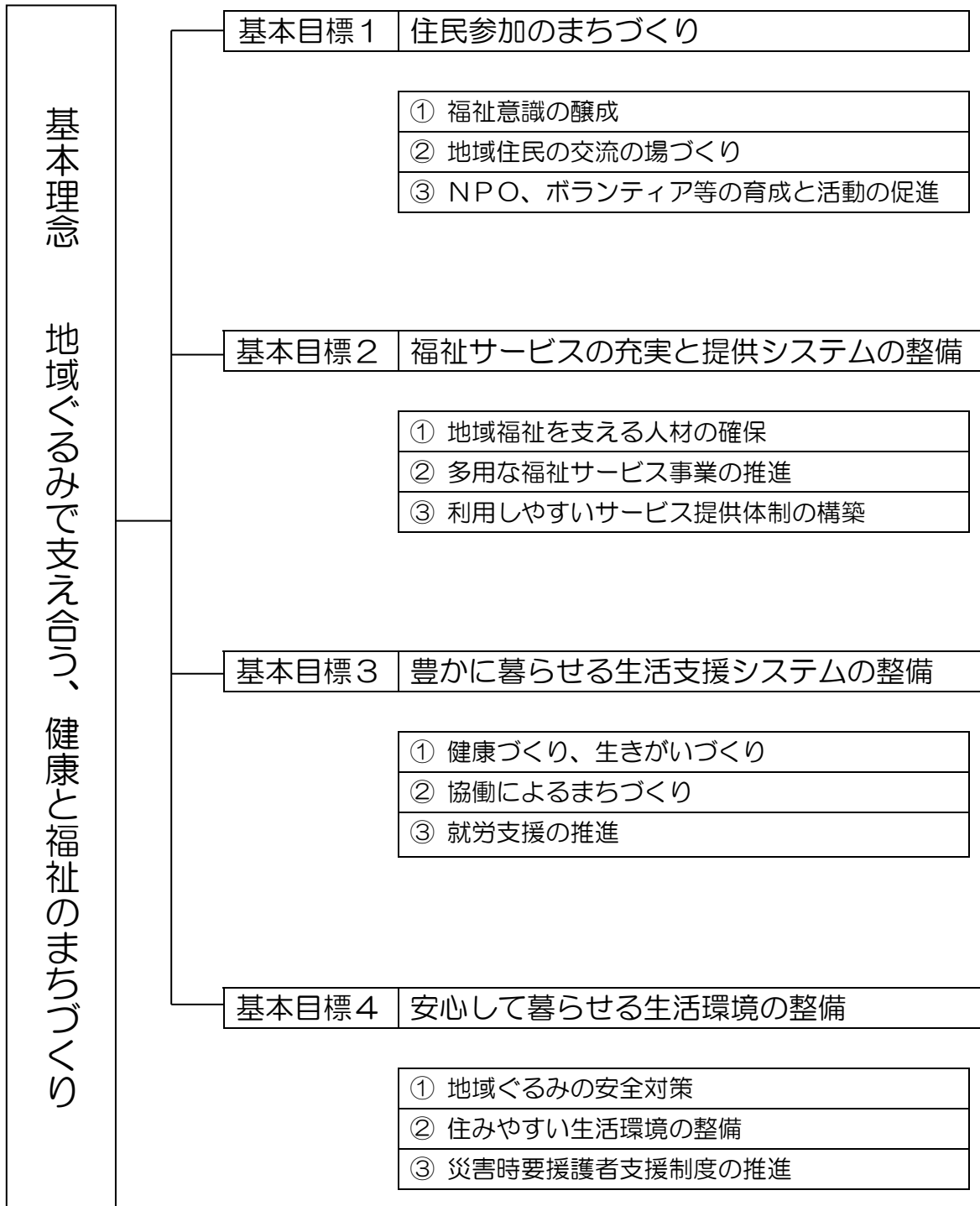
組みます。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指し、住民同士のつながりを基盤に防犯、防災体制の強化、介護が必要な人や交通不便地域に住む高齢者等の外出支援、高齢者の見守り、ユニバーサルデザインなど福祉の観点を取り入れたまちづくりを進めていく必要があります。

また、個人情報の保護を図りながら、地域のつながりを基盤に、災害時における要援護者の安全確保に努めます。

3 計画の体系



第 4 章 施策の展開

基本目標 1 住民参加のまちづくり

近年の核家族化や少子高齢化などにより、住民同士の交流や助け合いの関係が希薄になってきています。子育て、介護、健康、安全など、これまで住民同士が助け合って解決してきた問題が、今では地域の中で解決できなくなっているような状況もあります。

地域福祉では、「すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識のうえで成り立っており、他人任せではなく、自らが主体となって福祉を担っていくという考えが浸透していくことが地域福祉の推進に不可欠な課題となっています。

① 福祉意識の醸成

■福祉教育の推進

○多様な情報媒体を活用した福祉情報の提供や地区福祉協議会が実施する事業への住民参加を呼びかけ、すべての人々が福祉に対する認識と理解を深めていけるよう、地域の課題から福祉を学べる福祉教育の推進に努めます。

○保育園や幼稚園、小、中学校において、異年齢との交流や体験学習、総合的な学習の時間など、あらゆる場面を活用して児童・生徒の人間性を養う福祉教育を行っていきます。また、PTAや地域との連携をさらに深め、障がいのある人に対する正しい理解の浸透、人権教育の推進、男女共同参画社会の実現を図るよう、教育委員会との連携を強化します。

■学習機会の拡充

○身近な地域で福祉に対する地域住民の理解が深まるよう、学習機会の拡充に努めます。

○住民参加型の福祉教育の場を充実し、より福祉意識が地域に浸透していくよう、地域福祉活動を行なう中核的存在である山北町社会福祉協議会が行なう事業への支援と

連携の強化に努めます。

■人権教育の推進

○すべての住民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい社会の実現に努めます。

■男女共同参画社会の推進

○社会のあらゆる場面において、固定的な役割分担意識の是正に向けた啓発を推進し、男女共同参画の観点に立った地域づくりに努めます。

② 地域住民の交流の場づくり

■活動の活性化

○地域住民の連帯意識の向上を図る自治会活動や身近な地域コミュニティ活動などを支援するとともに、地域協働のあり方を検討しています。

○身近な地域でのあいさつや声かけ、見守り等を促進し、地域に住む住民同士が知り合い、交流するという意識の浸透を図り、生活困窮者など支援を必要とする人の情報把握に努めます。

○山北町社会福祉協議会や地区福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、老人クラブ、NPO など、さまざまな活動主体によって展開される地域活動を通じて、地域住民が、楽しみながら交流を深めることができるよう、それぞれの活動の活性化に努めます。

■住民同士の交流の推進

○子どもから高齢者まで地域のあらゆる人が交流できるよう、地域の社会資源である空き家などを活用した小地域サロンの設置促進や支援に努めます。

○山北駅前にある山北町ふるさと交流センターなど町内の施設を活用し、誰もがいつでも、交流できる場づくりに努めます。

■参加しやすい環境づくり

○町が主催する各種イベントや地域活動、ボランティア活動等にあたっては、障がい者など住民誰もが参加しやすい運営方法や環境づくりに取り組みます。

■空き家などの活用

○増加する空き家などを活用した介護や福祉の拠点づくりに努めます。

○地域住民が高齢者や障がいのある人と一緒に活動し、地域が活性化されるよう努めます。

③ NPO、ボランティア等の育成と活動の促進

○ボランティアを身近に感じ、気軽に参加してもらえよう、山北町社会福祉協議会と連携し、広報、町ホームページ、コミュニティ掲示板等を活用してボランティアに関する情報提供に努めます。

○山北町社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員や老人クラブ、福祉に関わる活動を行なう様々な団体が、それぞれの特性を活かした地域福祉の取り組みを進めていけるよう、活動の支援に努めます。

○山北町社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア講座などの充実を図り、ボランティアの養成に努めます。

●指標

項 目	単位	現状値 (H25)	目標値 (H30)
ボランティアの登録数	人	106	130
交流・小地域サロン設置個所数	箇所	0	3

【資料：山北町第5次総合計画】

基本目標 2 福祉サービスの充実と提供システムの整備

近年、子育て世帯や高齢者、障がい者及び生活困窮者の地域生活を支える各種福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、本町においても誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できるよう福祉サービスの情報提供、相談援助体制を充実させ、福祉サービスを充実させます。

① 地域福祉を支える人材の確保

■人材の育成・確保

○学校、保護者、地域等の連携を深め、子どもの健全育成を図る社会奉仕活動や体験活動等を推進することにより、将来の福祉サービスを担う人材の育成に努めます。

○住民が地域福祉に関心を持ち、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の実践活動に繋げていけるよう、学校教育や生涯学習における福祉教育の充実に努めます。

■福祉を担うリーダーの育成・確保

○地域福祉を推進していくには、率先して活動に参加するリーダー的存在が不可欠です。山北町社会福祉協議会や地区福祉協議会と連携して、地域における福祉活動を担うリーダーの育成に努めます。

■専門職の育成・確保

○県や山北町社会福祉協議会、サービス提供事業者等と連携して、さまざまな福祉サービスに関わる従事者を対象とした研修会等の情報提供を行ない、専門性の向上や提供するサービスの質の向上に努めます。

○保護者の勤務形態の多様化などに対応するため、多様で柔軟な保育サービスを担う人材の確保に努めます。

② 多様な福祉サービス事業の推進

■ サービス提供基盤の整備

○住民ができるだけ長い期間、住みなれた地域で安心して生活ができるよう、山北町社会福祉協議会をはじめ、多様なサービス事業者と連携し、子育て世帯、高齢者、障がい者及び生活困窮者に関する必要なサービスの基盤整備に努めます。

○障がい者やその家族のニーズを把握し、自己決定と自己選択の尊重のもと、障害者計画及び障害福祉計画に基づいた障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実に努めます。

○町やNPOなどが実施する子育て支援サービスの充実に努めます。

○子育て世帯、高齢者、障がい者に対する各種サービスに関する具体的な方向性については、多様な個別のニーズに応えられるよう利用者の視点に立って、子ども・子育て支援事業計画等それぞれの個別事業計画と連携を図っていきます。

■ 成年後見制度、権利擁護事業

○認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人が財産の管理やサービスを利用する際に不利益を被らないよう、山北町社会福祉協議会と連携して成年後見制度、権利擁護事業の周知に努めます。

■ サービスの質の向上

○よりよい福祉サービスが提供されるよう、サービス事業者等と連携して、利用者の立場に立った質の高いサービスの確保と向上に努めます。

○サービスの利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するため苦情相談、解決の仕組みづくりに努めます。

■ 地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度の改正や少子高齢化、高齢者のみ世帯の増加などの社会経済情勢の変化を踏まえ、高齢者の生活を地域で支えていく仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

国は団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる

よう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することを重要課題として掲げています。

また、地域包括ケアシステムの構築においては、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととされています。このためには、地域包括支援センターが中心となり、地域の医療機関や介護事業者などと高齢者情報などを共有し、地域高齢者の福祉ニーズに対応する地域包括ケアシステムを近隣市町と連携を図りながら構築していきます。

なお、地域包括ケアシステムの構築に向け、次の地域福祉施策の充実を目指します。

- ・ 空き家の福祉施設への転用、就労支援事業での活用
- ・ 地域包括支援センターの機能強化・地域ケア会議の充実
- ・ 社会福祉協議会の活性化・地域福祉NPO等の活動支援
- ・ 地域密着型サービス事業所の地域づくりへの参加
- ・ 小中学校における福祉体験教育の充実

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



(厚生労働省HP引用)

③ 利用しやすいサービス提供体制の構築

■情報提供体制の充実

○すべての住民が福祉に関する情報を入手し、活用できるよう、広報誌や町ホームページなど、あらゆる媒体の活用を通じて、福祉サービスに関する情報提供に努めます。

○聴覚、言語・音声機能などの障がいのため意思伝達が困難な人が、日常生活の中で必要な情報を受け取ることができるよう、意思疎通支援者派遣事業の普及・啓発に取り組めます。

■相談支援体制の充実

○住民だれもがいつでも気軽に福祉に関する様々な相談ができるよう、地域での相談活動や各種相談窓口の周知に取り組むとともに、相談支援体制の充実に努めます。

■関係機関との連携の強化

○情報提供・相談を行う窓口と、サービスを提供する関係機関との連携・強化に努めます。

○高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者の枠組みにとらわれず、総合的な情報提供と相談対応ができるよう、地域包括支援センターや民生委員児童委員、サービス提供事業者との連携を強化し、支援体制の仕組みづくりを検討します。

●指標

項 目	単 位	現状値 (H25)	目標値 (H30)
成年後見制度（町長申立て・障害者）の利用数※1	人	5	10
成年後見制度（町長申立て・高齢者）の利用数※2	人	2	5
意思疎通支援者派遣件数※3	人	2	7

【資料：※1 山北町第5次総合計画、※2 保険健康課、※3 推計】

基本目標 3 豊かに暮らせる生活支援システムの整備

住民が、心身ともに充実した状態でいきいきと暮らすためには、一人ひとりが生きがいや目標を持ち、自己実現を目指した活動を行っていくことを理想とします。個人が自ら主体的に健康づくりに取り組むとともに、その取り組みを町、関係団体、地域、家庭が連携し、支援していくまちづくりを目指しています。

また、団塊の世代が次々と65歳を迎えていくなか、豊富な知識や経験を活用した地域活動やまちづくりへの参加を促していく社会の仕組みを構築していくことが必要となっています

①健康づくり、生きがいづくり

■健康づくりの推進

○町の健康増進計画に掲げる「身体活動・運動」、「休養・こころの健康づくり」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「健康管理」の6つの分野に関する取り組みを推進するとともに、住民自らが健康づくりに関心を高め、また改善に取り組んでいく意識の高揚を図ります。

○がん検診や特定健康診査等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、生活習慣病の重症化予防に努めます

○住民が、日頃から健康管理やスポーツ・レクリエーションなどに取り組み、生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、支援の強化に努めます。

○高齢者が自ら健康づくりと介護予防に取り組むことができるよう支援することにより、要支援、要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

○住民だれもが健康づくりに取り組めるよう、運動できる施設や設備の充実に努めます。

■生きがいづくりの推進

- 住民のライフスタイルに応じた生涯学習の機会や場の充実・拡充などの環境づくりに努めます。
- 生涯学習の成果を発表する場を数多く設けるとともに、その成果をまちづくり活動に結びつける仕組みづくりを推進します。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、就労の場の提供や学習・スポーツ、ボランティア活動を通じた社会参加を推進していきます。

②協働によるまちづくり

- 地域福祉活動の中心的存在である山北町社会福祉協議会や地区福祉協議会の機能を強化し、住民の社会参加活動に対する意識の高揚を図るとともに、自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけます。
- 福祉サービスに関する情報の提供や苦情相談等の身近な窓口として大きな役割が期待されている民生委員児童委員など、地域福祉の推進を担う人材の確保・育成に努めます。
- 町や山北町社会福祉協議会が民生委員児童委員、サービス提供事業者や医療機関など、関係機関と身近な地域で活動を行っている組織と協働し、地域福祉のネットワークづくりに取り組み、生活困窮者など支援が必要な方の情報の把握に努めます。

③就労支援の推進

- 仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方の選択・見直しができるよう、働く女性及び働く意欲を持つ女性のための情報提供窓口の充実に努めます。
- ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援センターなどの各種子育て支援サービスの充実を図ることにより、子育てにゆとりをもち、安心して仕事ができるような環境づくりに努めます。

○高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、地域社会の一員として生きがいと健康保持のために働くことができるよう、高齢者の就労支援に努めるとともに、山北町生きがい事業団の活用促進を図ります。

○就労移行支援事業を通じて障がい者の一般就労への移行を支援します。また一般就労が困難な方の就労環境づくりを推進するため、就労継続支援事業所の活用による福祉的就労の場の確保及び充実を図ります。

○生活困窮者に対して、いち早く就職に結び付けられるよう、関係機関と連携して雇用や生活等に関して総合的な支援を行ないます。

●指標

項 目	単位	現状値 (H25)	目標値 (H30)
ファミリー・サポート・センターの利用件数 ※1	人	856	900
子育て支援センターの利用件数 ※2	人	13,451	14,000
障がい者の一般就労件数 ※3	人	1	8
就労継続支援A型（雇用型）の利用者数 ※4	人	0	1
就労継続支援B型（非雇用型）の利用者数 ※5	人	27	32

【資料：※1、3 福祉課 ※2 山北町第5次総合計画 ※4、5 推計】

基本目標 4 安心して暮らせる生活環境の整備

住民誰もが、住みなれた地域で安心して生活していくためには、さまざまな人がまちを移動しやすく、利用しやすく、使いやすくなるユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが必要になります。

また、近年、振り込め詐欺等の犯罪は後を絶たず、住民の防犯意識を高めると同時に、犯罪を未然に防ぐ地域づくりが求められています。

そして、防災面については、未曾有の大災害となった東日本大震災を受け、全国的に災害時の支援体制と避難体制の構築が進められています。

① 地域ぐるみの安全対策

■災害時に備えた体制づくり

○災害時に適切な対応ができるよう、避難場所等について住民に情報提供を行います。

○地域を主体とした、緊急時に的確かつ速やかな対応ができる自主防災組織の確立に努めます。

○消防団員の人材確保・育成を図り、消防団の活性化に努めます。

○広報誌やホームページを通じた啓発や消防団による夜警などにより、町民の防火意識の向上に努めます。

○防災行政無線等の整備及び利用の促進を通して情報伝達システムの構築を図るなど、防災情報基盤の充実したまちづくりに努めます。

②住みやすい生活環境の整備

○誰もが制約を受けずに行動できるよう、歩行空間や公共交通機関、公共施設などでさまざまな人が利用しやすいよう利用者の視点に立ったユニバーサルデザインを推進します。

○住民の生活利便性向上のため、町内巡回バスや交通不便地域に住む高齢者に対する支援など町独自の交通サービスの充実を図ります。

○ユニバーサルデザインの視点に立った道路の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した既存道路の舗装整備等を推進します。

○幅の広い歩道、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設、スロープの設置など、利便性や安全性、景観等に十分に配慮した歩行空間の整備に努めます。また、障がい者専用の駐車場の整備や歩行空間の障害物の除去に努めます。

○通学路等については、安全性に十分配慮した幅の広い歩道の整備に努めていきます。

③災害時要援護者支援制度の推進

○地域社会において、災害時要援護者の安全を確保することは、すべての人にとって地域全体の安全を向上させることにもつながることから、災害時要援護者の状況を知る各種団体とも連携しながら情報の把握に努めます。

○「山北町地域防災計画」において定められている災害時要援護者に対する支援として、個人情報に配慮しながら、ひとり暮らしの高齢者など災害時に支援が必要な人に関する情報を地域と共有し、平常時の声かけや見守り、災害時の安否確認及び避難支援を効率的にできる体制づくりに努めます。

●指標

項 目	単 位	現状値（H25）	目標値（H30）
災害時要援護者の登録人数	人	471	550

【資料：福祉課】

※ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、様々な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。

第 5 章 計 画 の 推 進

1 協働による計画の推進・進行管理

本計画は高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康づくりなど個別計画における住民主体の取り組みについて、基本的な方向性を示しています。

計画の推進にあたっては、山北町第5次総合計画で示す町の将来像である「みんなでつくる魅力あふれる元気なまちやまきた」の趣旨に沿って、町民と関係機関、行政の協働により取り組みます。

また、計画の進行管理については、全庁的な体制で行うとともに、意見交換会や推進会議、座談会等において広く住民の意識やニーズ等を把握し、山北町社会福祉協議会や民生委員児童委員、NPO、ボランティア、自治会、老人クラブ等の地域組織、福祉サービス事業者等と協働して進めます。

2 山北町社会福祉協議会との連携

社会福祉法第109条では、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられています。山北町社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする様々な事業を実施しており、本町の地域福祉の中核としてなくてはならない団体です。

今後も連携し、地区福祉協議会の活動を通じて地域住民による自主的、主体的な活動を支援していきます。

また、お互いの役割分担を明確にするなかで、更に効果的な事業のあり方等について検討していきます。

さらに、町は本計画及び各個別計画に基づき、山北町社会福祉協議会が実施する各種事業について支援します。

3 計画内容等の周知・公表

本計画は、地域福祉の基本理念や、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みの方向性を示しています。このため、本計画で示した基本理念や基本目標について、計画の概要版の全戸配付やホームページ等の媒体を使った広報を行なうとともに、地域の主体的な活動の参考となるよう、あらゆる機会を通じて広く住民や関係団体等に周知します。

資料編

広域圏域におけるサービス提供事業所

【障害福祉サービス等提供事業所】

町民が主に利用されている事業所を紹介しています。

1 居宅介護

市町名	事業所名	所在地	電話番号
南足柄市	居宅介護事業所 それいゆ	中沼 832	090-7264-5147
	南足柄市社協居宅介護サービス事業所	関本 403-2	72-2112
大井町	大井町社協ケアセンター	上大井 68-2	84-1294
松田町	松田町社協訪問介護サービス	松田惣領 17-2	82-0305
開成町	在宅福祉ケア子育てサポート すずろ	宮台 1107-1	84-1828

2 重度訪問介護

市町名	事業所名	所在地	電話番号
南足柄市	居宅介護事業所 それいゆ	中沼 832	090-7264-5147
	南足柄市社協居宅介護サービス事業所	関本 403-2	72-2112
大井町	大井町社協ケアセンター	上大井 68-2	84-1294
松田町	松田町社協訪問介護サービス	松田惣領 17-2	82-0305
開成町	在宅福祉ケア子育てサポート すずろ	宮台 1107-1	84-1828

3 行動援護

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	きらら湘南	扇町 1-16-8	34-1772
	ヘルパーステーション かのん	板橋 155-13	23-5717

4 同行援護

市町名	事業所名	所在地	電話番号
南足柄市	南足柄市社協居宅介護サービス事業所	関本 403-2	73-1575

5 児童発達支援・放課後等デイサービス

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	ほうあんふじ	曾我大沢 7	22-7667
南足柄市	南足柄市障害児通園施設 くまさん教室	関本 403-2	72-0070
山北町	どんぐりん	山北 595	46-7334
開成町	ファミリーサポート すずろ開星亭	宮台 1107-1	84-0661

6 短期入所

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	独立行政法人国立病院機構箱根病院	風祭 412	23-1167
	ほうあんショートステイシトラス	根府川 389-1	20-4001
	ほうあん第二しおん	根府川 383	28-2250
	よるべ沼代	沼代 865-1	43-1147
	永耕園	曾我岸 148	42-2268
	財団法人積善会 曾我病院	曾我岸 148	42-1630
	ほうあんふじみのさと短期入所事業所	曾我大沢 7	41-4020
	竹の子学園	府川 752-5	32-7740
	太陽の門ショートステイ	風祭 563	24-6561
南足柄市	足柄療護園	三竹 740-3	73-5540
	コスモスホーム	中沼 162-4	20-3677
中井町	神奈川県立中井やまゆり園	境 218	81-0288

7 共同生活援助

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	喜心寮	酒匂 2-9-25	48-4973
	竹の子ホーム	蓮正寺 869-3	32-7740
	ながつか	永塚 449-1	42-3935
	ポラリスホーム	沼代 1282	43-1147
	永耕会ホーム	曾我岸 148	42-2268
南足柄市	コスモスホーム	中沼 138-1	20-3677
	プレアデスホーム	雨坪 403	71-0158

8 施設入所支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	よるべ沼代	沼代 865-1	43-1147
	永耕園	曾我岸 148	42-2268
	ほうあんふじみのさと	曾我大沢 7	41-4020
	竹の子学園	府川 752-5	32-7740
南足柄市	足柄療護園	三竹 740-3	73-5540
中井町	神奈川県立中井やまゆり園	境 218	81-0288

9 療養介護

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	独立行政法人国立病院機構箱根病院	風祭 412	22-3196
	太陽の門 重度心身障害児（者）施設	風祭 563	24-6561

10 生活介護

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	おだわら福祉農場	久野 2762-3	46-9070
	よるべ沼代	沼代 865-1	43-1147
	デイセンター永耕	永塚 408	42-8889
	ほうあん第二しおん	根府川 383	28-2250
	ほうあん第一しおん	根府川 389	29-0146
	ほうゆう館	千代 358-1	41-1121
	永耕園	曾我岸 148	42-2268
	竹の子学園	府川 752-5	32-7740
南足柄市	県西福祉センター	三竹 740-3	73-5540
	足柄療護園	三竹 740-3	73-5540
	プレアデス	関本 368	71-0158
	コスモス学園 中沼ケアセンター	中沼 831	72-0880
中井町	神奈川県立中井やまゆり園	境 218	81-0288
松田町	コスモス学園松田センター	松田惣領 806-1	83-1477

1 1 自立訓練（機能訓練）

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	ふらっと	堀之内 253-1	39-2234
南足柄市	県西福祉センター	三竹 740-3	73-5540

1 2 自立訓練（生活訓練）

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原	竹の子ケアセンター	府川 752-5	32-7740
	梅香園	蓮正寺 647-5	37-0181
中井町	神奈川県立中井やまゆり園	境 218	81-0288

1 3 就労継続支援（非雇用型）

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	小田原アシスト	東町 4-11-2	30-1560
	農業ステーション	鬼柳 311	20-8668
	おだわら福祉農場	久野 1083	46-9070
南足柄市	県西福祉センター	三竹 740-3	73-5540
	プレアデス	福泉 130-1	71-0158
	ワークピアさつき	関本 403-2	74-9292
	コスモス学園中沼ジョブセンター	中沼 832	72-0880
開成町	地域作業所 合力の郷	吉田島 1612-1	84-1931
	非営利活動法人 KOMNY れんげ	吉田島 1043-1	82-1449
大井町	非営利活動法人 KOMNY ほほえみ	金子 1964-1	83-8013
松田町	コスモス学園松田センター	松田惣領 824-1	83-1477
	非営利活動法人 KOMNY すみれの家	松田惣領 17-2	83-7394
中井町	非営利活動法人 KOMNY ほたるの家	雑色 31-4	80-1511
山北町	非営利活動法人 KOMNY やまなみ工芸	山北 1430	75-1449

1 4 就労移行支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	ほうあんのぞみ	浜町 1-2-15	22-8837
	ほうあん第一しおん	根府川 389	29-0146
南足柄市	コスモス学園中沼ジョブセンター	中沼 832	72-0880
開成町	地域作業所 合力の郷	吉田島 1612-1	84-1931

15 地域移行支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	きらら湘南	扇町 1-16-8	34-1772
	こどもホッと相談カフェ	荻窪 362-2-103	32-3020
	障害者総合支援センターういず	城山 2-3-1-202	34-1123
	相談支援センターエール	蓮正寺 869-3	46-8368
南足柄市	自立サポートセンタースマイル	関本 403-2	71-0117

16 地域定着支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	きらら湘南	扇町 1-16-8	34-1772
	こどもホッと相談カフェ	荻窪 362-2-103	32-3020
	障害者総合支援センターういず	城山 2-3-1-202	34-1123
	相談支援センターエール	蓮正寺 869-3	46-8368
南足柄市	自立サポートセンタースマイル	関本 403-2	71-0117

17 計画相談支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	きらら湘南	扇町 1-16-8	34-1772
	デイセンター永耕	永塚 408	42-8889
	こどもホッと相談カフェ	荻窪 362-2-103	32-3020
	障害者総合支援センターういず	城山 2-3-1-202	34-1123
	障害者支援センターぽけっと	曾比 1786-1	39-2007
	太陽の門相談室	風祭 563	24-6561
	相談支援センターエール	蓮正寺 869-3	46-8368
南足柄市	プレアデス	関本 368	71-0158
	自立サポートセンタースマイル	関本 403-2	71-0117
	県西福祉センター	三竹 740-3	73-5540
松田町	あすなろ	松田惣領 824-1	83-1477

18 障害児相談支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	障害児相談事業所こはるび	栢山 592-2-203	43-6388

19 保育所等訪問支援

市町名	事業所名	所在地	電話番号
小田原市	ほうあんふじ	曾我大沢7	41-4010

【町内の介護保険サービス提供事業所】

1 訪問介護・介護予防訪問介護

事業所名	所在地	電話番号
有限会社 エニー介護サービスヘルパーステーション	山北 143	20-3905

2 通所介護

事業所名	所在地	電話番号
リッチライトやまきた	向原 1640-2	43-9888
介護老人福祉施設 バーデンライフ中川	中川 511	78-3838
バーデンライフ山北	山北 202	79-1112
あずみ苑 山北	岸 133	79-1165

3 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売

事業所名	所在地	電話番号
ショップ マハロ	山北 1377	79-0030
ケアサポート まごころ	岸 30-19	75-3755

4 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業所名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設 バーデンライフ中川	中川 511	78-3838
ユニット型介護老人福祉施設バーデンライフ中川	中川 511	78-3838
あずみ苑 山北	岸 133	79-1165

5 介護予防短期入所生活介護

事業所名	所在地	電話番号
あずみ苑 山北	岸 133	79-1165

6 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業所名	所在地	電話番号
山北町立山北診療所	谷ヶ 1018-20	77-2281
おおり医院	山北 192	75-0056
飛弾クリニック	向原 150	75-1717
ねもと総合内科クリニック	山北 711-32	75-0095
重田歯科医院	川西 689	77-2020
藤井歯科医院	向原 2038	75-0096
小原歯科医院	山北 1761	75-0067
いちじま歯科医院	山北 711-31	76-3701
有限会社木川薬局	山北 1917	75-0123
ひまわり薬局	山北 320-1	76-4885
やまぶき薬局	谷ヶ 1018-20	77-2340
太陽薬局	向原 150	79-0777
コスモス薬局	山北 711-38	79-1512

7 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名	所在地	電話番号
グループホームやまきた	山北 785	79-1088
バーデンライフ山北	山北 202	79-1113
グループホームアミーゴ	山北 1861-1	20-3340

8 居宅介護支援

事業所名	所在地	電話番号
居宅介護支援センターバーデンライフ山北	山北 202	79-1115
エニー居宅介護支援事業所	山北 143	79-1116
あずみ苑 山北	岸 133	79-1165

9 介護予防支援事業

事業所名	所在地	電話番号
山北町地域包括支援センター	向原 1379-1	75-1941

10 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設 バーデンライフ中川	中川511	78-3838

11 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名	所在地	電話番号
ユニット型介護老人福祉施設 バーデンライフ中川	中川511	78-3838

12 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護施設 すずらん	山北1861-1	20-3340

山北町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条の規定に基づく山北町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、山北町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な事項について、調査、審議及び調整を図るものとする

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 町民代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

3 前2項のほか、必要に応じて助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の終了年度末の3月31日とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、又は資料の提供を求めることができる、

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

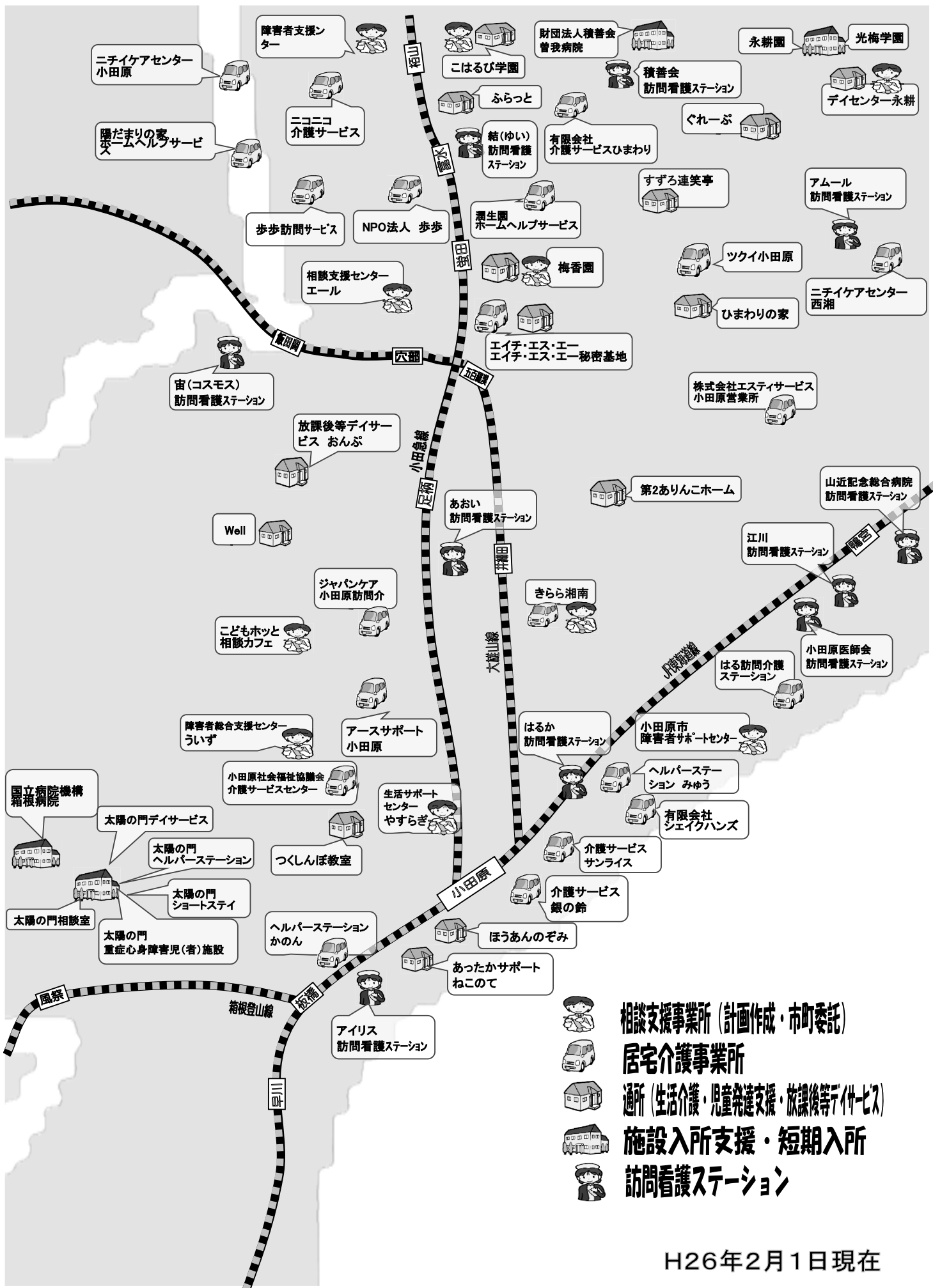
この要綱は、公布の日から施行する。

平成26年度山北町地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	所 属	氏 名	備 考
1	町老人クラブ連合会	岩 田 篤 治	地域関係者
2	町ボランティア連絡協議会	池 谷 トヨミ	地域関係者
3	町社会福祉協議会	岩 田 芳 明	福祉団体関係者
4	町民生委員児童委員協議会	武 政 鷹 志	福祉団体関係者
5	町連合自治会	佐 藤 昭 七	(委員長) 町民代表
6	町民代表	瀬 戸 恒 彦	町民代表
7	町民代表	大 橋 和 代	町民代表
8	社会福祉施設	工 藤 茂 男	福祉施設関係者
9	社会福祉施設	湯 川 嘉 一	福祉施設関係者
10	町	山 崎 佐 俊	(副委員長) 行政関係者






事務局

福 祉 課	山 崎 隆 子	課長
	尾 崎 顕 治	主査
保険健康課	尾 崎 雄 一	副主幹



小田原市福祉施設マップ

県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会
サービス提供ネットワーク「まいらいふブック」

-  相談支援事業所 (計画作成・市町委託)
-  居宅介護事業所
-  通所 (生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス)
-  施設入所支援・短期入所
-  訪問看護ステーション

H26年2月1日現在

山北町地域福祉計画（第2期）

発 行

山 北 町

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
電話 0465-75-3644（福祉課）

<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

